

三次市教育委員会告示第 号

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 22 年 2 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部を改正する告示

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約（平成 16 年三次市教育委員会告示第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「，教育長」を「，教育委員会」に改める。

第 9 条第 1 項「教育長」を「教育委員会」に改める。

第 13 条中「，教育長」を「，教育委員会」に改める。

附 則

この告示は，平成 22 年 月 日から施行する。